

1. 業務名称

西伊豆町再生可能エネルギー導入戦略策定業務委託

2. 業務の目的

2020年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受け、各分野で脱炭素化に向けた動きが加速しており、2021年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。

このような情勢を受け、西伊豆町においても、環境省の「令和4年度地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成事業」の活動団体により、地域のステークホルダーを集め、地域再エネやカーボンニュートラルのノウハウ蓄積のための勉強会を実施したところである。

本業務は、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域における再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標を策定し、その目標を実現するための具体的施策等を盛り込んだ計画を策定するものである。

3. 業務の内容

(1) 基礎情報の収集・整理

西伊豆町総合計画等との整合性を図るとともに、地域における自然・経済・社会の各側面から、2050年脱炭素に向けたロードマップを検討するために必要な基礎情報の収集及び分析を行う。

《想定する調査項目》

自然：町の気候や地理的特徴の整理、気候変動による影響の把握

経済：『地域経済分析ツール』を活用した現状把握や課題の抽出、地元の主たる企業の状況把握

社会：『自治体排出量カルテ』等のツールを活用した現況推計、交通体系の整理、人口動態の整理

(2) 温室効果ガス排出量の推計

基本的に「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」で示されている考え方に沿った実績値活用法によって推計することとし、実績値の取得が困難な場合には炭素量按分法により推計することとする。2050年までにカーボンニュートラルを達成するシナリオに沿った将来推計と、現状趨勢（BAU）による将来推計を行う。

(3) 再エネポテンシャル調査

基礎情報の収集・現状分析を基に、町内の再エネポテンシャルの調査を実施しつつ、既存の再生可能エネルギーの町内での利用可能性についても調査することとし、REPOS等を活用して町内の再エネ賦存量を推計しつつ、土地利用、法規制、経済性など様々な制約要因を考慮して、現実的な利用可能量を把握する。

(4) 再生可能エネルギーの導入目標の作成

温室効果ガス排出量の推計結果と再エネポテンシャル調査結果を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を作成する。

(5) 地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

単に地域脱炭素を実現するのではなく、地域課題を同時解決したあるべき将来像、地域の将来ビジョンを明確にする。前述の調査や状況整理、再エネ導入目標などを踏まえ、2050年脱炭素社会を実現するために必要な技術・施策・行動変容などを示し、2030年度及び2040年度を中間目標に、2050年の最終目標に向けた地域の将来ビジョンを見据えた脱炭素シナリオ（ロードマップ）を作成する。

(6) 目標達成に必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための政策及び指標の検討を行う。公共施設や一般家庭・企業等における省エネの推進や、再エネ電力導入率の向上を図る取組みの考案、また、再生可能エネルギー発電施設・設備の導入に関する検討を行うとともに、将来的な「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた重要な施策に関する構想の検討を行う。合わせて、施策の実現に向けた進捗管理・実施体制の検討を行う。

(7) 会議等の開催支援

本事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等に参加し、資料提供や助言及び議事要旨の記録を行うものとする。また、庁内会議開催の際には、町の求めにより資料提供等を行うものとする。

(8) 報告書の作成

上記までの内容を取りまとめ、業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成する。

4. 実施期間

契約日～令和6年1月19日（金）まで

5. 履行場所

西伊豆町役場（静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1）

6. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書 電子データ（CD-R） 1 式
- (2) 業務報告書概要版 電子データ（CD-R） 1 式
- (3) その他関連資料 電子データ（CD-R） 1 式

7. その他

- (1) 本業務は、「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用するため、本補助事業の主旨に沿った業務運営を行うこと。
- (2) 本業務の実施に際しては、町の担当者との十分な協議のもとに進めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない内容については、町の担当者との協議の上定める。
- (4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び町から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (5) 西伊豆町情報公開条例及び個人情報保護条例を遵守すること。